

ライフジャケット貸出要領

1 目的

地域の方々が、海や川などでの活動を実施する際、参加する子どもたちが安全に楽しく活動できるよう、さかいで子育て支援センターまろっ子ひろばが所有する子ども用ライフジャケット（以下「物品」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

貸出機関は、さかいで子育て支援センターまろっ子ひろばとする。物品の貸出・返却事務については、1F受付窓口にて、9:00～17:00までの間行う。（土曜を除く）

3 貸出物品

貸出する物品は、別表のとおりとする。

4 貸出対象者及び使用目的

(1) 貸出対象者 幼児、児童

(2) 使用目的

幼児、児童に対し、県内の海や川などでライフジャケットを着用させ、安全に活動をさせるため。（ただし、小型船舶に乗船する場合を除く。）

5 貸出方法等

(1) 物品の貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、実際に貸出物品の受け取りを希望する一週間前までに電話で貸出の仮予約を行った上で、ライフジャケット貸出申請書をさかいで子育て支援センターまろっ子ひろばに提出するものとする。

(2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、貸出希望者に対して物品を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

ア物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

イ法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

ウ特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える活動に使用するおそれのあるとき。

エ物品を営利目的で使用するおそれのあるとき。

オその他、貸出機関が物品の貸出について不適當であると認めるとき。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

7 貸出料

貸出料は、無料とする。

8 損害賠償

借受者の故意又は不注意等により物品を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

9 貸出機関等の責任

物品の使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。

10 その他

その他の事項については貸出機関と協議すること。

11 施行期日

この要領は、令和3年7月22日から施行する。

別表

貸出物品一覧 (令和3年7月 22日現在)	貸出物品	貸出数量	貸出条件(対象者)
タイプ1	ライフジャケットLC-1 Mサイズ U型	6 赤×4 黄×2	身長目安 100～120cm 15～25kg未満
タイプ2	ライフジャケットF Mサイズ ベスト型	黄×4	身長目安 100～120cm 15～25kg未満